

(厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正)

第二十九条 厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注12に係る施設基準</p> <p>一月当たり延べ訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）であること。</p> <p>二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注6に係る施設基準</p> <p>一月当たり延べ訪問回数が二十回以下の指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。）であること。</p> <p>三 四の二（略）</p> <p>四の三 指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準</p> <p>イ 五ホ（略）</p> <p>五 指定通所介護の施設基準</p> <p>イ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準</p> <p>(1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）に係る指定通</p>	<p>一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注13に係る施設基準</p> <p>一月当たり延べ訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。</p> <p>二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注6に係る施設基準</p> <p>一月当たり延べ訪問回数が二十回以下の指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。）であること。</p> <p>三 四の二（略）</p> <p>四の三 指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準</p> <p>イ 五ホ（略）</p> <p>五 指定通所介護の施設基準</p> <p>イ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準</p> <p>(1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）に係る指定通</p>

所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する第一号通所事業をいう。以下この号において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該第一号通所事業における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。）が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) (略)

ロ・ハ (略)

六〇九 (略)

十 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

ニ 経過の単独型ユニット型短期入所生活介護費又は経過の併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生

所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が指定介護予防通所介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）若しくは第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する第一号通所事業をいう。以下この号において同じ。）の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所（旧指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）及び第一号通所事業における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。）が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) (略)

ロ・ハ (略)

六〇九 (略)

十 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

ニ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護に

活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

十一、十三 (略)

十四 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (六) (略)

(七) 当該施設の医師が、リハビリテーションの実施に当たり、当該施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか以上の指示を行うこと。

(八) 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること

$$A+B+C+D+E+F+G+H+I+J$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A、D (略)

E 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第十条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）において全てのサービスを実施している場合は五、いづれか二種類のサービスを実施している場合であつて

係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

十一、十三 (略)

十四 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (六) (略)

(新設)

(七) 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること

$$A+B+C+D+E+F+G+H+I+J$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A、D (略)

E 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第十条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）において全てのサービスを実施している場合は五、いづれか二種類のサービスを実施している場合は三、い

訪問リハビリテーションを実施しているときは三、いずれか二種類のサービスの実施している場合であつて訪問リハビリテーションを実施していないときは一、いずれか一種類のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は零となる数

F 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が、五以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に百を乗じた数がそれぞれ〇・二以上である場合は五、五以上の場合は三、五未満であり、かつ、三以上である場合は二、三未満である場合は零となる数

G J (略)

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)又は(ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) (Ⅰ)から(Ⅶ)までに該当するものであること。
- (二) (Ⅰ)に掲げる算定式により算定した数が六十以上であること。

(三)・(四) (略)

ロ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)又は経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (二) イ(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅳ)から(Ⅷ)までに該当するものであること。

いずれか一種類のサービスを実施している場合は二、いずれも実施していない場合は零となる数

F 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が五以上である場合は五、五未満であり、かつ、三以上である場合は三、三未満である場合は零となる数

G J (略)

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)又は(ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) (Ⅰ)から(Ⅵ)までに該当するものであること。
- (二) (Ⅰ)に掲げる算定式により算定した数が六十以上であること。

(三)・(四) (略)

ロ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)又は(ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (二) イ(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅳ)から(Ⅶ)までに該当するものであること。

- (二) 通所介護費等の算定方法第四号イ(3)に規定する基準に該当していないこと。
- (2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1)(二)、イ(1)(一)、(二)及び四から七)まで及びイ(2)(二)から四までに該当するものであること。
- (3) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費又は経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (4) (略)
- (5) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費又は経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一)・(二) (略)
- (6) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費又は経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- ハ (略)
- ニ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) (略)
- (2) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(ii)又は(v)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一)・(二) (略)

- (二) 通所介護費等の算定方法第四号イ(3)に規定する基準に該当していないこと。
- (2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(v)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1)(二)、イ(1)(一)、(二)及び四から六)まで及びイ(2)(二)から四までに該当するものであること。
- (3) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (4) (略)
- (5) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一)・(二) (略)
- (6) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- ハ (略)
- ニ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) (略)
- (2) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(ii)又は(v)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一)・(二) (略)

(三) 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。

a・b (略)

c 医師、看護師、介護職員、管理栄養士等が共同して、入院患者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入院患者等又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

d | b及びcについて、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。

(四) (五) (略)

(3) (6) (略)

ホ (略)

へ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)又は経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (四) (略)

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)又は経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (二) (略)

(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)又は経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (二) (略)

(4) (略)

ト・チ (略)

(三) 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。

a・b (略)

c 医師、看護師、介護職員等が共同して、入院患者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入院患者等又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(新設)

(四) (五) (略)

(3) (6) (略)

ホ (略)

へ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (四) (略)

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)又は(V)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (二) (略)

(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)又は(VI)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (二) (略)

(4) (略)

ト・チ (略)

- リ ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)又は経過的小ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)又は経過的小ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (3) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)又は経過的小ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一)・(二) (略)
- 又カ (略)
- ヨ I型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 併設型小規模介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。))第四条第七項に規定する併設型小規模介護医療院をいう。以下同じ。)以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
- a h (略)
- i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。
- i・ii (略)
- iii 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同し

- リ ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)又は(IV)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一)・(二) (略)
- (2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)又は(V)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (3) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)又は(VI)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一)・(二) (略)
- 又カ (略)
- ヨ I型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 併設型小規模介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。))第四条第七項に規定する併設型小規模介護医療院をいう。以下同じ。)以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
- a h (略)
- i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。
- i・ii (略)
- iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等

て、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

iv | ii及びiiiについて、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a～d (略)

e 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。

i・ii (略)

iii 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

iv | ii及びiiiについて、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。

(2) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a・b (略)

c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき

の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(新設)

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a～d (略)

e 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。

i・ii (略)

iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(新設)

(2) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a・b (略)

c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき

- 回復の見込みがないと診断した者であること。
- ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
- iii 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- iv ii 及び iii について、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。
- (二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
- a・b (略)
- c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。
- i・ii (略)
- iii 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- iv ii 及び iii について、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。
- (3) (略)
- タ II型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) II型介護医療院短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- 回復の見込みがないと診断した者であること。
- ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
- iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- (新設)
- (二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
- a・b (略)
- c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。
- i・ii (略)
- iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- (新設)
- (3) (略)
- タ II型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) II型介護医療院短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a s e (略)

f 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う体制であること。

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a s d (略)

(2)・(3) (略)

レ (略)

ソ ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)・(二) (略)

(2) (略)

ツ (略)

ネ ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型I型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (略)

(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a s e (略)

f 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う体制であること。

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の施設基準

a s d (略)

(2)・(3) (略)

レ (略)

ソ ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)・(二) (略)

(2) (略)

ツ (略)

ネ ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型I型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (略)

所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。二において同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)、介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)、第四十条第二項第一号イ(3)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)、(II)若しくは(III)、経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)、(II)若しくは(III)、ユニット型認知症患者短期入所療養介護費、ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(II)の経過的ユニット型認知症患者短期入所療養介護費、ユニット型認知症患者短期入所療養介護費、ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(I)の経過的ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(II)の経過的ユニット型I型介護医療院

を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。二において同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)、介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)、(V)若しくは(VI)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV)、(V)若しくは(VI)、ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(I)のユニット型認知症患者短期入所療養介護費(ii)、ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(II)のユニット型認知症患者短期入所療養介護費(i)、ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)若しくはユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(II)のユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)、ユニット型II型介護医療院短期入

短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費の経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費の経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費の経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第九号。以下「令和三年改正省令」という。）による改正前の介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)、令和三年改正省令による改正前の介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)(ii)又は令和三年改正省令による改正前の指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)、介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)、第四十条第二項第一号イ(3)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)（指定居室サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

十六（二十一の三）（略）

二十二 短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

イ（二）（略）

ホ 法第七十六条の二第一項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令、老人福祉法第二十九条第十五項の規定による命令、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十一条の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平

所療養介護費(1)のユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)、介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居室サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

十六（二十一の三）（略）

二十二 短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

イ（二）（略）

ホ 法第七十六条の二第一項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令、老人福祉法第二十九条第十一項の規定による命令、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十一条の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平

成十三年法律第二十六号)第二十五条各項の規定による指示(以下「勧告等」という。)を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して五年以上の期間が経過していること。

二十三 (略)

二十四 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算(1)に係る施設基準

(1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

(2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(3) 看取りに関する職員研修を行っていること。
ロ 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算(Ⅱ)に係る施設基準

(1) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が一以上であること。

(2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。
(削る)

二十五 (略)

三十一 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ・ロ (略)

ハ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1)・(2) (略)

成十三年法律第二十六号)第二十五条各項の規定による指示(以下「勧告等」という。)を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して五年以上の期間が経過していること。

二十三 (略)

二十四 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
(新設)

(新設)

ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

二十五 (略)

三十一 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ・ロ (略)

ハ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護（以下この号において「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）を受けなければならない者に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、(一)及び(二)の規定にかかわらず、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。

(4) (一) (略)
(4) (二) (略)
(4) (三) (略)
(4) (四) (略)
(4) (五) (略)
(4) (六) (略)

ニ (略)

三十二・三十三 (略)

三十四 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1) (2) (略)

(3) 算定日が属する月の前十二月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が一人以上であること。

(一) (略)

(二) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

(三) 中心静脈注射を実施している状態

(四) 人工腎臓を実施している状態

(五) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

(3) 次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護（以下この号において「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）を受けなければならない者に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、(一)及び(二)の規定にかかわらず、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の定員の合計数を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。

(4) (一) (略)
(4) (二) (略)
(4) (三) (略)
(4) (四) (略)
(4) (五) (略)
(4) (六) (略)

ニ (略)

三十二・三十三 (略)

三十四 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1) (2) (略)

(3) 算定日が属する月の前十二月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が一人以上であること。

(一) (略)

(二) (新設)

(三) (新設)

(四) (新設)

(五) (新設)

(六) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態	(七) (略)	(八) 褥瘡に対する治療を実施している状態	(九) 気管切開が行われている状態	(4) (略)	ハ (略)	三十五～三十七 (略)	三十八 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準	準	イ (略)	ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準	(1) (略)	(2) 経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準	a s c (略)	三十九 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準	イ・ロ (略)	ハ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準	ニ ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ニにおいて同じ。）（同号イ(3)を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。	経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(新設)	(二) (略)	(新設)	(新設)	(4) (略)	ハ (略)	三十五～三十七 (略)	三十八 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準	準	イ (略)	ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準	(1) (略)	(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準	a s c (略)	三十九 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準	イ・ロ (略)	ハ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準	ニ ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ニにおいて同じ。）（同号イ(3)(i)を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)

護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定地域密着型サービス基準第六十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすもの)に限り、指定地域密着型サービス基準第六十条第一項第一号イ(3)を満たすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。

四十 (略)

四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 日常生活継続支援加算(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1)・(2) (略)

(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が七又はその端数を増すごと一以上であること。

a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること。

b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することとをいう。)及び入所者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。

c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設

又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第六十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすもの)に限り、同号イ(3)(i)を満たすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。

四十 (略)

四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 日常生活継続支援加算(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1)・(2) (略)

(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(新設)

(新設)

(新設)

置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種
の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い
、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

i 入所者の安全及びケアの質の確保

ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

iii 介護機器の定期的な点検

iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修

(4) (略)

ロ 日常生活継続支援加算(Ⅱ)を算定すべき指定地域密着型介護老
人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
又は経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入
所者生活介護費を算定していること。

(2) (略)

四十二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における
看護体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 看護体制加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉
施設入所者生活介護の施設基準

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は
経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者
生活介護費を算定していること。

(2) (略)

ハ・ニ (略)

四十三～四十四の二 (略)

四十五 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における
看取り介護加算に係る施設基準

イ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看
取り介護加算(Ⅰ)に係る施設基準

(1)・(2) (略)

(3) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介

置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種
の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い
、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

i 入所者の安全及びケアの質の確保

ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

iii 介護機器の定期的な点検

iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修

(4) (略)

ロ 日常生活継続支援加算(Ⅱ)を算定すべき指定地域密着型介護老
人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
又は経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生
活介護費を算定していること。

(2) (略)

四十二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における
看護体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 看護体制加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉
施設入所者生活介護の施設基準

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は
経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介
護費を算定していること。

(2) (略)

ハ・ニ (略)

四十三～四十四の二 (略)

四十五 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における
看取り介護加算に係る施設基準

イ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看
取り介護加算(Ⅰ)に係る施設基準

(1)・(2) (略)

(3) 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種

護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(4)・(5) (略)

ロ (略)

四十五の二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における安全対策体制加算に係る施設基準

イ 指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項に規定する基準に適合していること。

ロ 指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項第四号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。

ハ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

四十六 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注5に係る施設基準

(略)

四十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ・ロ (略)

ニ 経過的小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1)・(2) (略)

四十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(1)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(4)・(5) (略)

ロ (略)

(新設)

四十六 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注4に係る施設基準

(略)

四十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ・ロ (略)

ニ ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1)・(2) (略)

四十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費(1)又はユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(1)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。）（同号イ(3)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ 経過的小規模介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（令和三年改正省令による改正前の指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

四十九 （略）
五十 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

第四十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」とあるのは「介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス費」と、同号イ(4)中「第十号」とあるのは「第十二号」と、同号ロ(1)中「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費」と読み替えるものとする。

五十一〜五十四の二 （略）
五十四の三 指定介護福祉施設サービスにおける安全対策体制加算に係る施設基準

イ 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項に規定する基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。）（同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)又はユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすもの限り、同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

四十九 （略）
五十 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

第四十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」とあるのは「介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス費」と、同号イ(4)中「第十号」とあるのは「第十二号」と、同号ロ(1)中「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費」と読み替えるものとする。

五十一〜五十四の二 （略）
（新設）

に適合していること。

ロ 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項第四号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。

ハ 当該指定介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

五十五 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 介護保健施設サービス費(1)の介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) (五) (略)

(六) 当該施設の医師が、リハビリテーションの実施に当たり

、当該施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか以上の指示を行うこと。

(七) 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること。

$$A+B+C+D+E+F+G+H+I+J$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A (略)

E 法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二

五十五 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 介護保健施設サービス費(1)の介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) (五) (略)

(新設)

(六) 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること。

$$A+B+C+D+E+F+G+H+I+J$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A (略)

E 法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二

種類のサービスを実施している場合であつて訪問リハビリテーションを実施しているときは三、いずれか二種類のサービスを実施している場合であつて訪問リハビリテーションを実施していないときは一、いずれか一種類のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は零となる数

F 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が、五以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に百を乗じた数がそれぞれ〇・二以上である場合は五、五以上の場合は三、五未満であり、かつ、三以上である場合は二、三未満である場合は零となる数

G J (略)

(2) 介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) (一)から(六)までに該当するものであること。

(二) (七)に掲げる算定式により算定した数が六十以上であること。

(三)・(四) (略)

(3) 介護保健施設サービス費(ii)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) (三) (略)

(四) (1)及び(二)に該当するものであること。

(4) (6) (略)

ロ ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は経過的ユニット型介護保健施設サービス

種類のサービスを実施している場合は三、いずれか一種類のサービスを実施している場合は二、いずれも実施していない場合は零となる数

F 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が五以上である場合は五、五未満であり、かつ、三以上である場合は三、三未満である場合は零となる数

G J (略)

(2) 介護保健施設サービス費(i)の介護保健施設サービス費(ii)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) (一)から(五)までに該当するものであること。

(二) (六)に掲げる算定式により算定した数が六十以上であること。

(三)・(四) (略)

(3) 介護保健施設サービス費(ii)の介護保健施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) (三) (略)

(四) (1)に該当するものであること。

(4) (6) (略)

ロ ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービス

ビス費(i)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
(一) イ(1)及び(三)から(七)までに該当するものであること。
(二) (略)

(2) ユニット型介護保健施設サービスのユニット型介護保健施設サービス費(ii)又は経過的ユニット型介護保健施設サービス費(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) (二)並びにイ(1)～(三)から(六)まで及び(2)(二)から(四)までに該当するものであること。

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)のユニット型介護保健施設サービス費又は経過的ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
(略)

(4) (略)

(5) ユニット型介護保健施設サービス費(iii)のユニット型介護保健施設サービス費又は経過的ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
(一)・(二) (略)

(6) ユニット型介護保健施設サービス費(iv)のユニット型介護保健施設サービス費又は経過的ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
(略)

五十六 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(i)若しくは(ii)、ユニット型介護保健施設サービス費(ii)のユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費(iii)のユニット型介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費(iv)のユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

スの施設基準

(一) イ(1)及び(三)から(六)までに該当するものであること。
(二) (略)

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) (二)並びにイ(1)～(三)から(五)まで及び(2)(二)から(四)までに該当するものであること。

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
(略)

(4) (略)

(5) ユニット型介護保健施設サービス費(iii)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
(一)・(二) (略)

(6) ユニット型介護保健施設サービス費(iv)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
(略)

五十六 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(i)若しくは(ii)、ユニット型介護保健施設サービス費(ii)のユニット型介護保健施設サービス費(i)、ユニット型介護保健施設サービス費(iii)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イに掲げる療養室をいう。二において同じ。）（同号イ(3)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護保健施設サービス費(1)の経過的ユニット型介護保健施設サービス費(i)若しくは(ii)、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費(III)の経過的ユニット型介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費(IV)の経過的ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室（令和三年改正省令による改正前の介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

五十七〜六十一（略）

六十一の二 介護保健施設サービスにおける安全対策体制加算に係る施設基準

イ 介護老人保健施設基準第三十六条第一項に規定する基準に適合していること。

ロ 介護老人保健施設基準第三十六条第一項第四号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。

ハ 当該介護老人保健施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

六十二〜六十五の二（略）

六十五の三 指定介護療養施設サービスにおける安全対策体制加算に係る施設基準

イ 指定介護療養型医療施設基準第三十四条第一項に規定する基

ユニットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イに掲げる療養室をいう。二において同じ。）（同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護保健施設サービス費(1)のユニット型介護保健施設サービス費(III)若しくは(iv)、ユニット型介護保健施設サービス費(II)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)、ユニット型介護保健施設サービス費(III)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又はユニット型介護保健施設サービス費(IV)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

五十七〜六十一（略）

（新設）

六十二〜六十五の二（略）

（新設）

準に適合していること。

ロ 指定介護療養型医療施設基準第三十四条第一項第四号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。

ハ 当該指定介護療養型医療施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

六十六 指定介護療養施設サービスにおける別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)、(II)若しくは(III)、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)、(II)若しくは(III)、ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(I)のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(II)のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ、第四十条第二項第一号イ又は第四十一条第二項第一号イに掲げる病室をいう。二において同じ。)(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)、第四十条第二項第一号イ(3)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(これらの規定を指定居宅サービス基準改正省令附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ニ 経過型ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)、(II)若しくは(III)、経過型ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、経過型ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)、(II)若しくは(III)、ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の経過型ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(II)の経過型

六十六 指定介護療養施設サービスにおける別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)、(II)若しくは(III)、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)、(II)若しくは(III)、ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(I)のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(II)のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ、第四十条第二項第一号イ又は第四十一条第二項第一号イに掲げる病室をいう。二において同じ。)(指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(これらの規定を指定居宅サービス基準改正省令附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)、(V)若しくは(VI)、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)、(V)若しくは(VI)、ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(I)のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(II)のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(II)のユニット型認知症患者型介護

ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室（令和三年改正省令による改正前の指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすもの）に限り、指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)、第四十条第二項第一号イ(3)又は第四十一条第二項第一号イ(3)（これらの規定を指定居宅サービス基準改正省令附則第七条第一項により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入院患者に対して行われるものであること。

六十七 (略)

六十八 介護医療院サービスの施設基準

イ I型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1) I型介護医療院サービス費(1)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(イ) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a h (略)

i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。

i・ii (略)

iii 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

iv ii及びiiiについて、入所者本人及びその家族等と話

療養施設サービス費(ii)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室（指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすもの）に限り、指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（これらの規定を指定居宅サービス基準改正省令附則第七条第一項により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入院患者に対して行われるものであること。

六十七 (略)

六十八 介護医療院サービスの施設基準

イ I型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1) I型介護医療院サービス費(1)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(イ) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a h (略)

i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。

i・ii (略)

iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(新設)

し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。

(二) 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場
合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合している
こと。

a～d (略)

e 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。

i・ii (略)

iii 医師、看護師、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

iv i及びiiについて、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。

(2) I型介護医療院サービスの算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場
合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a・b (略)

c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

i・ii (略)

iii 医師、看護師、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(二) 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場
合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合している
こと。

a～d (略)

e 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。

i・ii (略)

iii 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(新設)

(2) I型介護医療院サービスの算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場
合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a・b (略)

c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

i・ii (略)

iii 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

- iv ii 及び iii について、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。
- (二) 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場
合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合している
こと。
- a (略)
- b 次のいずれにも適合していること。
- i・ii (略)
- c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。
- i・ii (略)
- iii 医師、看護師、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- iv ii 及び iii について、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。
- (3) (略)
- ロ II型介護医療院サービスの施設基準
- (1) II型介護医療院サービスの施設基準
- (一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場
合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
- a (略)
- e (略)
- f 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者本人及び

- (新設)
- (二) 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場
合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合している
こと。
- a (略)
- b 次のいずれかに適合していること。
- i・ii (略)
- c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。
- i・ii (略)
- iii 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- (新設)
- (3) (略)
- ロ II型介護医療院サービスの施設基準
- (1) II型介護医療院サービスの施設基準
- (一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場
合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
- a (略)
- e (略)
- f 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者等又はそ

その家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う体制であること。

(2) (略)

(3) (略)

ハ、ホ (略)

ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1) ユニット型I型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(イ) 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場

合しては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
a イ(1)イ a から e までに該当するものであること。

b (略)
(ロ) 併設型小規模ユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場

合しては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
a イ(1)イ a、b 及び e 並びにイ(1)ロ b に該当するものであること。

b (略)
(2) ユニット型II型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(イ) 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場

合しては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

の家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を経てターミナルケアを行う体制であること。

(2) (略)

(3) (略)

ハ、ホ (略)

ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1) ユニット型I型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(イ) 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場
合しては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
a イ(1)イ a、b、d 及び e 並びにイ(1)ロ b に該当するものであること。

b (略)
(ロ) 併設型小規模ユニット型介護医療院が行う介護医療院サ

ービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
a イ(1)イ a、b、d 及び e 並びにイ(1)ロ b に該当するものであること。

b (略)
(2) ユニット型II型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(イ) 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場

合しては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a ロ(1)～aからdまでに該当するものであること。

b (略)

(二) (略)

六十八の二 介護医療院サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ ユニット型I型介護医療院サービス費(1)のユニット型I型介護医療院サービス費若しくはユニット型I型介護医療院サービス費(Ⅱ)のユニット型I型介護医療院サービス費、ユニット型II型介護医療院サービス費のユニット型II型介護医療院サービス費又はユニット型I型特別介護医療院サービス費のユニット型I型特別介護医療院サービス費若しくはユニット型II型特別介護医療院サービス費のユニット型II型特別介護医療院サービス費に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ニ ユニットに属する療養室(介護医療院基準第四十五条第二項第一号イに掲げる療養室をいう。ニにおいて同じ。) (同号イ(3)を満たすものに限る。)の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型I型介護医療院サービス費(1)の経過のユニット型I型介護医療院サービス費若しくはユニット型I型介護医療院サービス費(Ⅱ)の経過のユニット型I型介護医療院サービス費、ユニット型II型介護医療院サービス費の経過のユニット型II型介護医療院サービス費又はユニット型I型特別介護医療院サービス費の経過のユニット型I型特別介護医療院サービス費若しくはユニット型II型特別介護医療院サービス費の経過のユニット型II型特別介護医療院サービス費に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室(令和三年改正省令による改正前の介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすもの限り、介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)を満たすもの

a ロ(1)～a、b及びd並びにロ(1)～bに該当するものであること。

b (略)

(二) (略)

六十八の二 介護医療院サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ ユニット型I型介護医療院サービス費(1)のユニット型I型介護医療院サービス費(i)若しくはユニット型I型介護医療院サービス費(Ⅱ)のユニット型I型介護医療院サービス費(i)、ユニット型II型介護医療院サービス費のユニット型II型介護医療院サービス費(i)又はユニット型I型特別介護医療院サービス費のユニット型I型特別介護医療院サービス費(i)若しくはユニット型II型特別介護医療院サービス費のユニット型II型特別介護医療院サービス費(i)に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ニ ユニットに属する療養室(同号イ(3)(i)を満たすものに限る。)の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型I型介護医療院サービス費(1)のユニット型I型介護医療院サービス費(ii)若しくはユニット型I型介護医療院サービス費(Ⅱ)のユニット型I型介護医療院サービス費(ii)、ユニット型II型介護医療院サービス費のユニット型II型介護医療院サービス費(ii)又はユニット型I型特別介護医療院サービス費のユニット型I型特別介護医療院サービス費(ii)若しくはユニット型II型特別介護医療院サービス費(ii)に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室(介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすもの限り、同号イ(3)(i)を満たすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。

のを除く。)の入居者に対して行われるものであること。

六十八の三・六十八の四 (略)

六十八の五 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注16ロ、ロ(1)及び(2)の注13ロ又はハ(1)から(3)までの注11ロに掲げる者が入院する病院又は診療所が、介護医療院基準附則第二条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、当該者が当該介護医療院の従来型個室に入所している場合の当該者に対する介護医療院サービスの係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

六十八の六 (略)

六十八の七 介護医療院サービスにおける安全対策体制加算に係る施設基準

イ 介護医療院基準第四十条第一項に規定する基準に適合していること。

ロ 介護医療院基準第四十条第一項第四号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。

ハ 当該介護医療院内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

六十九〜七十一 (略)

七十一の二 指定介護予防居宅療養管理指導における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イホ (略)

七十一の三〜八十六 (略)

六十八の三・六十八の四 (略)

六十八の五 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注13ロ、ロ(1)及び(2)の注10ロ又はハ(1)から(3)までの注8ロに掲げる者が入院する病院又は診療所が、介護医療院基準附則第二条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、当該者が当該介護医療院の従来型個室に入所している場合の当該者に対する介護医療院サービスの係る別に厚生労働大臣が定める基準

(略)

六十八の六 (略)

(新設)

六十九〜七十一 (略)

七十一の二 指定介護予防居宅療養管理指導における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イホ (略)

七十一の三〜八十六 (略)